

小型動力ポンプ付積載車（消防団）仕様書

第1 総則

本仕様書は、生駒市消防本部（以下「消防本部」という。）が、令和7年度に購入する、小型動力ポンプ付積載車（消防団）（以下「付積車」という。）の仕様について定める。

- 1 付積車は緊急自動車として、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準等の関係法規等に適合すること。
- 2 製作は、本仕様書によるもののほか、消防ポンプ自動車の安全基準、消防力強化支援事業補助金交付要綱、関係法令等に適合又は準ずるものとし、緊急自動車として承認が得られ、かつ、日本消防検定協会の受託評価に適合するものであること。
- 3 付積車の艤装及び装備品等は、指示があるものを除き全て新規製品で最新型とすること。
- 4 車両の艤装材料、装備品及び積載品について、同等品の使用は可能とする。ただし、同等品以上を使用する場合は、事前に本体及び仕様を示す資料を消防本部に提示し、審査を受けること。なお、同等品の解釈は、消防本部の判断によるものとする。
- 5 契約に当たっては、本仕様書を十分検討の上、契約するものとし、契約後における一切の疑義は、全て消防本部の解釈に従うこと。
- 6 製作の進捗に伴い、内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要なときは、消防本部とその都度速やかに協議し、消防本部の承認を得ること。
- 7 受注者は、付積車の納入までに生じたいかなる事故に対しても、その責任を負うものとする。
- 8 受注者は、中間検査等において不適合と認められた箇所及び部品については、直ちに無償で取替又は補修を行うこと。
- 9 付積車は、引渡日から1年以内に設計製作の不良等に起因する事故又は障害等が発生した場合は、直ちに無償で修理等を行うこと。なお、特殊装置及び資機材等については、各メーカーの保証した期間とする。ただし、特に重大な故障又は欠陥については、前記期間を超えた場合であっても、無償で修理等を行うこと。
- 10 付積車の登録手続、製作に関連する費用及び廃棄車両の抹消手続等に要する一切の費用は受注者が負担すること。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険及びリサイクル料は、消防本部が負担する。
- 11 製作に当たり契約期間を厳守するため、延納が発生しないよう工程の設定及び進捗状況の管理を行うこと。
- 12 契約後の打合せにおいて、本仕様書に記載のない事項や軽微な変更については、双方協議し、消防本部の指示に従い、受注者の負担で製作及び積載すること。また、受注者は、打合せ議事録を作成すること。
- 13 付積車の納入に際しては、中間検査及び完成検査等を行うものとする。

14 付積車の納入後、消防本部が指定する時期に、操作及び取扱いの技術指導を行うこと。

15 本仕様書に定めのない事項であっても、付積車の機能上、当然具備しなければならないものについては、これを充足すること。

第2 製作上の注意事項

製作については、小型動力ポンプ付積載車として最適な構造で、その機能を十分発揮するため、次の点に留意すること。

- 1 令和8年に国内の自動車メーカーが生産するシャシを使用し、公表した標準取付品が装備されていること。
- 2 製作に使用する材料は、強度及び耐久性を有するもので、全て新規製品で最新型とすること。
- 3 車両全般にわたり防水処理及び防錆処理を施し、長期間の耐久性を有すること。
- 4 接続部は、振動等に十分対応できるものとし、切断部及び材料の粗面等の処理を完全に行い安全性を確保すること。
- 5 各部の点検、清掃、給油及び注視等の管理並びに修理が容易に行える構造とすること。
- 6 塗装剥離及び器具破損のおそれのある場所は、アルミプロテクター等で適切な保護対策を行うこと。
- 7 各装置及び部品等の取付けは、ボルト締めを原則とする。
- 8 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分考慮すること。
- 9 シャシ及び艤装に関しては、寒冷地仕様での製作とすること。

第3 提出書類

- 1 受注者は、付積車の製作に先立ち消防本部と細部の打合せを行い、十分協議の上、次に掲げる書類（A4製本版）各3部を消防本部に提出し、承認を得ること。

- (1) 主要諸元表
- (2) 外観5面図
- (3) 艤装承認図
- (4) シャシ諸元表
- (5) シャシ2面図
- (6) 資機材収納架装図（キャビン架装図含む。）
- (7) ポンプ装置及び配管図
- (8) 取付品及び付属品一覧表
- (9) 使用材料明細書
- (10) 製作工程表

(11) その他消防本部が指示するもの。

2 付積車の完成納入時に、次に掲げる書類（A4製本版）各3部を消防本部に提出すること。

- (1) 完成外観図
- (2) シャシ検査表（車検証の写し）
- (3) 日本消防検定協会受託評価プレートの写し
- (4) 取扱説明書及び保証書
- (5) 緊急自動車登録後の写真（前後左右・上面）
- (6) 製作工程ごとの写真
- (7) その他消防本部が指示するもの。

第4 シャシ関係

1 この車は、キャブオーバー型ダブルキャブの後方に小型動力ポンプ及び消防活動に必要な資機材を積載し、火災その他あらゆる災害に迅速、的確に活動し得る構造であること。

シャシ寸法

- (1) 全 長：5,000mm程度
- (2) 全 幅：1,770mm程度
- (3) 全 高：2,300mm程度
- (4) 車両総重量：3.5t 未満

シャシ諸元・付属品

- (1) 変速機：オートマチック
- (2) 駆動方式：2WD
- (3) ホイルベース：2,545mm以下
- (4) 操舵装置：パワーステアリング
- (5) 安全装置：ABS装置

SRSエアバッグ（運転席のみ）

後退警報ブザー

- (6) 燃料タンク：60L
- (7) 乗車定員：6名
- (8) エンジン：ガソリンエンジン
- (9) 総排気量：2,000cc以下
- (10) 最高出力：97kW以上
- (11) バッテリー：12V-50Ah以上
- (12) タイヤ：スタッドレスタイヤ履き替え（スペア含む）

- (13) エアコン：純正シングルエアコン
- (14) サイドミラー：助手席電動格納式
- (15) サンバイザー：運転席・助手席
- (16) サイドバイザー：全席
- (17) 録画装置：ドライブレコーダー前後録画機能付
- (18) フロアマット：ゴム式（前席・後席）
- (19) ヘッドライト：LED式
- (20) フォグランプ：LED式
- (21) その他はメーカー標準装備とする。

2 小型動力ポンプ (TOHATSU VC72PROIII Limited)

(1) エンジン規格

- ア 種別：2サイクル水冷式エンジン
- イ 出力：検定出力 22kW 以上
- ウ 始動方式：セルモーター・リコイルスタータ式
- エ 取付構造：本体を取付けたまま燃料、オイル補給できる構造であること。

(2) ポンプ性能

- ア 型式：1段タービンポンプ
- イ 性能：動力消防ポンプ規格 B3 級以上
- ウ 送水コック：ボールコック式
- エ 吐水口径：呼称 65 mm
- オ 吸水口径：呼称 75 mm
- カ 真空ポンプ：オイルレス真空ポンプ 2個式
- キ 燃料供給方式：電子制御燃料噴射方式

3 車体構造は、次のとおりとする。

- (1) 小型動力ポンプは、電動油圧昇降装置（参考：PL-200 垂直昇降式）にて容易に積み降ろしができる構造とすること。また、ポンプは走行中に脱落等しないように工夫した構造とすること。
- (2) 吸水管は車体後部に取付けること。（取付方法は別途協議とすること。）
- (3) 後部荷台全体に幌を取付けること。幌は、車両に積載している小型動力ポンプ等が雨水に濡れないように取付けること。なお、幌はホースと資機材が外部から容易に取り出しできるように側面及び後部が開閉でき、開けた状態で固定できる構造とすること。
- (4) 運転席、隊員席はシャシ固有のキャブオーバー型で、天蓋及びドアはシャシ純正の鋼板製とする。

- (5) ホース格納装置はホース棚を左右に設け、各 5 本のホースが収納できること。
- (6) 荷台後部のステップは外輪差を考慮し、左右を切り欠いた加工をすること。(詳細別途協議)
- (7) その他の取付品は別途協議とすること。
- (8) 後部荷台に、LED 式の照明灯を必要数取付けること。

4 外装部は、次のとおりとする。

- (1) 塗装は完全なる防鏽と乾燥を行い、赤色塗装を施すこと。塗装後は磨き作業を実施し塗装表面を整えること。
- (2) 荷台部床板は車体同色、レールは黒色塗装（防鏽）とする。
- (3) シャシフレームは、メーカー標準の黒色塗装（防鏽）を行うこと。
- (4) 吐水口媒介金具、吸管金具、管そう及びノズル等のメッキ可能なものは総てクロームメッキを施すこと。
- (5) 手摺り及び部品等は可能な限りステンレス製を使用すること。
- (6) 車両の指定する位置にカッティング文字等を貼付けすること。(キャビン前部、左右ドア、荷台部側面、後面等。詳細は別途協議)

5 取付け装備品は、次のとおりとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 散光式警光灯(NF-ML-VK2M-LA1 標識灯モーターサイレン搭載型) | 1 個 |
| (2) 電子サイレンアンプ(大阪サイレン TSK-D251) | 1 個 |
| (3) 防災広報用 CD デッキ(リピート機能付 AM・FM 付) | 1 個 |
| (4) 前部赤色点滅灯(大阪サイレン LFA-100) | 2 個 |
| (5) 後部赤色点滅灯(大阪サイレン LFA-100) | 2 個 |
| (6) サーチライト | 1 個 |
| (7) 小型動力ポンプ用バッテリー充電器 | 1 個 |
| (8) 小型動力ポンプ用投光器(LED) | 1 個 |
| (9) 収納庫内(LED) | 必要数 |

6 積載品及び附属品

品 名	数量	備 考
吸管(軽量)	1 本	75 mm × 8m (規格品)
吸管ストカゴセット	1 個	ヒッパラー金具、媒介金具、環付ロープ付
吸管まくら木	1 個	ゴム製
消火栓金具	1 個	75 mmメスネジ × 65 mmメス町野
消火栓開閉金具	1 本	丸型消火栓兼用開閉器具(日之出 213 型)

管鎗	1 本	PP-65A・EXS・L 熱収縮グリップ付 AC 製
ノズル	1 個	NV-65B バリアブルノズル $\phi 23$
とび口	2 本	グラスファイバー製 1.8m 以上
金てこ	1 本	長さ 860mm
剣先スコップ	1 丁	柄：木製
はしご	1 梯	二つ折り梯子 3.6m
車輪止	2 個	ゴム製
消火器	1 本	蓄圧式車両用 ABC20 型粉末消火器
分岐管	1 個	65 × 65
スタンドパイプ	1 本	1,000mm
幌	1 式	赤色
ホースバンド	5 本	
ホースバッグ	2 個	65mm ホース 2 本収納可能
ホース背負器	2 個	65mm ホース 3 本収納可能
タイヤチェーン	1 式	メーカーオプション
工具	1 式	シャシ標準工具
ホースブリッジ	1 式	ニュースーパーS ゴム製
発電機	1 式	ホンダ EU9i
コードリール	1 式	ハタヤ 防雨型 30m 卷 BF301K
誘導棒	2 本	LED 式
投光器	1 基	三脚付き LED 式

第5 竊装

1 キャビン部

- 1 (1) ダッシュボードボード内に電子サイレンアンプを体裁よく取付け、散光式警光（標識灯・スピーカー・モーターサイレン内蔵）はキャビン屋根部に台座を設けた上、取付けること。
- (2) 広報用カーオーディオ（CD プレーヤー・リピート機能付き）をダッシュボード内に取付け、サイレンアンプに通じて放送可能とすること。
- (3) 室内に LED 灯を取付け、点灯スイッチを別途設けること。（詳細は別途協議）
また、室内 LED 灯は点灯時に運転の妨げにならないように遮光処置を施すこと。
- (4) 室内の全ての座席は汚染防止等のため厚手の透明ビニールシート張りとすること。
- (5) 後部座席前部には安全の為、手すりを設けること。但しシャシに装備されていればその限りではない。
- (6) キャビン外側前面中央に消防団章を取付けること。
- (7) フロントグリルに LED 赤色点滅灯 2 個 (LFA-100) 及び後面上部に LED 赤色点滅灯 2

- 個(LFA-100)を左右に取付け、正面、上空、左右から視認できるようにすること。
- (8) 旗立てパイプをキャブ後方右側に取付けること。
- (9) 車両用バッテリーは、点検かつ積み替えが容易にできる構造とすること。
- (10) キャビン後部手すりには荷掛けフックを6個設けること。
- (11) キャブ後方上部に誘導棒用ブラケットを2箇所取り付けること。
- (12) ドライブレコーダー（前後録画）を設置すること。
- (13) キャブ内の指示する場所に車内スピーカー（音量調整機能付）を1個取付けること。
- (14) 車体両側に LED 路肩灯（保護枠付）を設けること。なお、スマート連動とすること。
- (15) 前照灯については LED 式とする。
- (16) 室内の指示する場所にアシストグリップを必要数設けること。（詳細は別途指示）
- (17) 車両の前後ナンバープレートにステンレス製のカバーを取付けること。
- (18) その他はメーカー標準装備とする。

2 荷台部

- (1) 車両及びポンプのバッテリー用充電器は車両に取付け、マグネットコンセント（充電用コード付属）にてそれぞれ充電可能とすること。ただし、補充電中にエンジンを始動すると警報音が鳴る構造とすること。
- なお、車両を停車させ充電中の場合にあっては、車内にて 100V 電源が使える状態にすること。
- (2) 可搬ポンプ用のバッテリーが上がった際の緊急始動用として、車両バッテリーからの電源スイッチをポンプ操作部付近に設けること。ただし、スイッチはリターン若しくは押しボタン式で放せば車両バッテリーと遠切となる構造とすること。
- (3) 後ドア後部、鳥居部左右にステンレス製の手摺を設けること。
- (4) サーチライトを車両後部左側に設け、支柱下部に点灯スイッチを設けること。
- (5) 側面及び後部の赤色点滅灯や作業灯及びテールランプに保護枠を設けること。

3 文字仕様

場 所	文字等	色	字 体	反射
キャブ左右ドア（フロント）	生駒市消防団紋 章	白色		有
キャブ左右ドア（リア）	生駒市消防団	白色	丸ゴシック	有
キャブ左右ドア（フロント下 部）	機動 3	白色	丸ゴシック	有
キャブ左右ドア	ストライプ	シルバ	100mm 幅	

		一		
キャブフロント助手席前	機動第3分団	白色	丸ゴシック	有
標識灯	機動3	黒色	丸ゴシック	

第6 検査

本仕様書に基づき、消防本部の職員が立会いのうえ、次のとおり検査を行う。

1 実施手続

実施の14日前までに文書をもって行うこと。

2 実施工立会

設計担当者が必ず立会うこと。

3 中間検査

製作工程中の適切な時期に受注者製作工場にて実施する。

(1) 材料検査

(2) 部品検査

(3) 組立状況検査

4 完成検査

艤装完了後、消防本部が指定する場所において実施する。

(1) 艤装全体の検査

(2) 中間検査時の指示事項に基づく検査

(3) 装備品、附属品、積載品の員数及び機能検査

(4) 塗装及び記入文字の配列等についての検査

(5) その他発注者が必要とする検査

5 検収

発注者は、車両が納入されたとき本仕様書及び承認図書に基づき検収を行う。

6 発注者及び受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとし、実施にあたっては事前に相互連絡を取り合うこと。

7 その他

(1) 前記の検査を通じ、振動、異音、発熱等の異常を認めた箇所については直ちに修復のうえ、再検査を受けなければならない。

(2) 再検査、納入に至るまでの故障及び修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

第7 補足

1 ドライブレコーダーを付積車に取り付けること。

2 受注者は、消防本部の指示する時期に廃棄車両の一時抹消登録を行うこと。

3 廃棄車両に艤装されている赤色警光灯、赤色点滅灯、サイレンアンプ及び記入文字

等を車両納入日以降で取外すこと。

- 4 廃棄車両は売却予定であるが、売却できなかった場合は、受注者が車両を引取り廃車処分すること。引取りについては、消防本部が指示する時期とし、廃車及び抹消登録を行ったうえで抹消登録証明書又は当該車両をスクラップ処理したことが判明できる書類を後日、消防本部へ提出すること。
- 5 廃棄資機材については、消防本部が指定する資機材を引取り確実に廃棄処理すること。
- 6 付積車の納期は、令和9年3月31日までとするが、早期納入に努めること。なお、納入場所は消防本部とする。
- 7 付積車は、各部清掃のうえ納入すること。
- 8 付積車納入後、1ヶ月又は1,000km点検時のオイル交換等は無償とすること。